

鎌倉市告示第 45 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり
公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年(2026 年) 5 月 25 日

鎌倉市長 松尾 崇



- 1 指定公金事務取扱者の所在地及び名称
東京都千代田区一番町 25 番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 椎橋 章夫
- 2 委託した公金事務に係る歳入
コンビニエンスストア等における証明書の自動交付に係り徴収した住民票
の写し、印鑑登録証明書及び戸籍証明書の手数料
- 3 公金事務取扱者の指定をした日及び公金事務の委託をした日
令和 8 年(2026 年) 4 月 1 日
- 4 委託した期間
令和 8 年(2026 年) 4 月 1 日から令和 9 年(2027 年) 3 月 31 日まで